

愛媛県社会的養育推進計画案(R2.3策定)の概要



新計画(愛媛県社会的養育推進計画)

○基本方針

国の社会的養育ビジョンを受け、社会的養育において優先的に考慮すべきは、子どもの最善の利益であることを共通認識とし、子どもの安全確保を最優先とした上で、家庭支援を図るとともに、代替養育が必要な場合については、里親やファミリーホーム、施設、市町等の関係機関の協力の下、家庭養育優先原則を念頭に、子ども一人一人の意向を踏まえた方針決定ができる体制を整備する。

○計画期間 令和2～11年度(前期:令和2～6年度、後期:令和7～11年度)

○策定項目

- ① 社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- ② 当事者である子どもの権利擁護の取組(意見聴取・アドボカシー)
- ③ 市町の子ども家庭支援体制の構築等に向けた取組
- ④ 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- ⑤ 里親等への委託の推進に向けた取組
- ⑥ パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- ⑦ 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化・多機能化・機能転換に向けた取組
- ⑧ 一時保護改革に向けた取組
- ⑨ 社会的養育自立支援の推進に向けた取組
- ⑩ 児童相談所の強化等に向けた取組

○主な目標値

里親等委託率(代替養育を必要とする子どものうち、里親・ファミリーホームに委託された子どもの割合)

年齢区分	現況値	R4	R6	R9	R11
3歳未満	18.0%	38.0%	48.0%	62.0%	72.0%
3歳～就学前	20.3%	39.3%	50.8%	65.6%	77.0%
学童期以降	16.2%	22.0%	25.4%	30.1%	33.3%
全体	16.9%	25.5%	30.4%	37.2%	42.0%

※現況値は平成30年度末時点。前期計画終了時と、前期、後期の中間年に検証

現計画(愛媛県家庭的養護推進計画)

○基本方針

① 児童養護施設における小規模化・地域分散化

児童養護施設における小規模化は、施設の経営を縮小することではなく、その機能を地域分散化し地域支援へと拡大させ、従来の施設の役割からの転換を図り、施設の機能を大きく発展させる。

② 乳児院における小規模化

乳児院は言葉で意思表示できず、一人で生きていくことができない乳幼児の生命を守り養育する施設であることから、乳児院における小規模化は、単に定員を引き下げものではなく、養育単位の小規模化を図り、乳幼児期における発達の保障を図る。

③ 里親等委託の推進

養育者の住居で生活をともにし、家庭で家族と同様な養育をする里親やファミリーホームへの委託を推進する。

○目標値

(人)

区分	26年度 (H27.3.31)	前期末時点 (H32.3.31)	中期末時点 (H37.3.31)	後期末時点 (H42.3.31)
推計需要量 (26年度は実数)	518	475	429	388
本体施設 (内グループケア)	443 (37) [85.5%]	359 (80) [75.6%]	289 (95) [67.4%]	199 (120) [51.3%]
グループホーム (分園型+小規模)	12 [2.3%]	36 [7.6%]	54 [12.6%]	92 [23.7%]
里親・ファミリーホーム	63 [12.2%]	80 [16.8%]	86 [20.0%]	97 [25.0%]

※本体施設に隣接設置の独立した建物形態のグループホームは、本体施設に含む。

H28児童福祉法改正
全面的見直し

子どもが権利の主体
家庭養育優先原則の徹底
子どもの最善の利益の実現

